令和７年度新入学児童生徒の保護者の方へ 就学援助制度をご存じですか？

問申 教育学習課 教育総務係　☎92 - 7980

町では、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者に対し、学用品費や給食費等の就学上必要な経費の一部を支給する就学援助を行っています。その援助費のうち、新入学用品費を３月に支給します。受給を希望される方は、申請をしてください。

▽支給予定額

新入学用品費

小学１年生：54,060円　　中学１年生：63,000円

▽対象者

基山町立小中学校に入学する児童生徒の保護者または基山町に住所があり、公立の小中学校に入学する児童生徒の保護者で、次のいずれかに該当し、かつ、生活保護に準ずる程度に困窮している世帯。

①世帯全員の収入が少なく、生活が非常に苦しい
②世帯全員の町民税が非課税である
③生活保護が停止または廃止になった（令和５年４月１日以降の廃止）
④児童扶養手当を受けている
⑤国民年金の掛金が減免されている
⑥国民健康保険の保険料が減免され、または徴収の猶予を受けている
⑦保護者の死別・離別・失業などの特別な事情により、生活状況が急激に悪化した

▽申請に必要なもの

①就学援助申請書（教育学習課または町立の小中学校にあります）
②同居家族のうち、収入のある方全員分の源泉徴収票、年金通知等の写し
③児童扶養手当証書の写し
④遺族年金証書の写し
⑤障害者年金証書の写し
⑥生活状況が急激に変化した場合は説明できる資料
⑦印鑑（認印で構いません）
※③～⑥は該当する方のみ必要

ホームページはこちら

▽申請方法・申請締切

就学援助申請書及び必要書類を令和７年２月10日（月）までに教育学習課（役場２階）に提出してください。
※申請は随時受け付けますが、申請期限以降は援助費の支給が４月以降になります。

離乳食教室に参加しませんか

問申 こども課 基山っ子みらい館　☎ 92-2305

離乳食の時期には、わからないことや悩むことがたくさんあると思います。「なぜ離乳食の段階を踏まなければいけないの？」「食材の選び方や好き嫌いが少ない子に育てるためには？」などの講話を実施します。離乳食がスタートしてから疑問に思うことなど、ご質問ください。お子様もいっしょに参加できますので、月齢が近い赤ちゃんと保護者同士の交流にもなります。この機会にぜひ基山っ子みらい館へお越しください。

▽日時　令和７年１月21日（火）　午後１時30分～２時30分
▽場所　基山っ子みらい館 子育て交流広場
▽内容　管理栄養士による講話（調理や試食はありません。）
▽対象　基山町在住の５・６か月児とその保護者
▽持参するもの　子どもノート、筆記用具
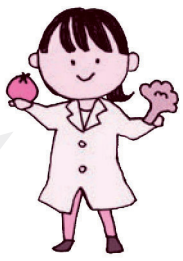
★参加費は無料です
★要予約（10名程度）